

会計基準・監査制度を巡る 最近の動向

金融庁総務企画局企業開示課長 たはら やすまさ
田原 泰雅

会計基準・監査制度を巡っては、平成 28 年 6 月から 7 月にかけて、「日本再興戦略 2016」の閣議決定を始めとするさまざまな動きがありました。本稿では、こうした会計基準・監査制度の最近の動向についてご説明します。

I. 「日本再興戦略 2016」の閣議決定

平成 28 年 6 月に「日本再興戦略 2016」が閣議決定され、我が国において使用される会計基準の品質向上を図るため、引き続き、関係機関等と連携して以下の取組みを推進していくこととされています。

- ① IFRS の任意適用企業の拡大促進
- ② IFRS に関する国際的な意見発信の強化
- ③ 日本基準の高品質化
- ④ 国際会計人材の育成

II. 企業会計審議会第 4 回会計部会の開催

企業会計審議会のもとに設置されている会計部会においては、これまで、上記 I. ①から④のテーマについて審議が行われてきましたが、平成 28 年 7 月に開催された第 4 回会計部会においても、「④国際会計人材の育成」を中心に、上記 4 点に関して意見交換が行われました。

「④国際会計人材の育成」については、まず、4 つの大手監査法人から、IFRS に基づく会計監査の実務を担える人材の育成・確保に向けた取組みについて報告されました。続いて、財務会計基準機構（FASF）から、「日本再興戦略 2016」を踏まえ、広く会計に関わる者が人材の選任・交流に活用できるよう、IFRS に関して国際的な場で意見発信できる人材のプールを構築すること、そのために関係者の協力を得て会議体を創設することが報告されました。

以上の報告を受けて、審議が行われた結果、

- ・監査法人において実際に IFRS の監査を担うことができる会計士の育成、確保が進んでいるかの検証及びこうした取組みに対する会計部会によるフォローアップ
- ・人材プールの構築について、人材の「見える化」を進めていく観点から、これを公表することも含めての検討

を行っていくこととされています。

Ⅲ. 「国際会計基準（IFRS）に基づく四半期連結財務諸表の開示例」の公表

平成 27 年 6 月に閣議決定された『「日本再興戦略」改訂 2015』を受け、平成 28 年 3 月に公表した「国際会計基準（IFRS）に基づく連結財務諸表の開示例」（年度開示例）に続いて、IFRS に基づく四半期連結財務諸表を作成する上で参考となる様式を示す観点から、「国際会計基準（IFRS）に基づく四半期連結財務諸表の開示例」（四半期開示例）の改訂を行い、平成 28 年 7 月に公表しました。

この四半期開示例は、

- ① IFRS 第 9 号（金融商品）の改訂など、平成 28 年 3 月期までの IFRS の改訂を反映
- ② 企業が IFRS に基づく開示を検討する際の理解が深まるよう、表形式による開示例ごとに根拠となる IFRS の規定を明示するとともに、表形式による開示例と IFRS の規定とを結びつける説明を充実
- ③ IFRS が明示的に開示を求めている項目は、義務的開示であるとの誤解を避けるべく記載しないとともに、明示的に開示を求められている項目であっても、多くの企業において重要性が高くないと考えられる項目等は開示例に含めないことで企業の開示負担に配慮

したものとなっています。

今般、公表した四半期開示例も、年度開示例とあわせて活用され、IFRS 任意適用企業の拡大を促進されていくことが期待されます。なお、金融庁は継続的に開示例について検討していくこととしており、金融庁ウェブサイトにおいて四半期開示例に対する意見を募集しています。

Ⅳ. 「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」の開催

会計監査の信頼性確保のため設置された「会計監査の在り方に関する懇談会」の提言（平成 28 年 3 月）を踏まえ、監査法人のガバナンス・コードの策定に向け「監査法人のガバナンス・コードに関する有識者検討会」が設置されました。本検討会は、関座長（みずほフィナンシャルグループ取締役）のもと、経済界、学者、会計士、アナリストなど、関係各界の会計監査に関する有識者がメンバーとなっており、平成 28 年 7 月に第 1 回検討会が開催されました。

第 1 回検討会では、

- ① 東芝事案で明らかになった問題点を監査法人のマネジメントの問題と捉えるべきとの指摘について、どのように考えるか。
- ② 5 人以上のパートナーシップを前提とした公認会計士法上の制度と大手監査法人の実態との間に大きな乖離があり、監査法人の経営陣が対応しきれていないことに監査品質の問題が生じている原因となっているのではないか。
- ③ この乖離を埋め、監査法人の経営陣によるマネジメントの変革の取組みをサポートするため、監査法人のガバナンス・コードを策定すべきではないか。
- ④ 監査法人のガバナンス・コードの策定にあたっては、経営執行態勢の強化、経営執行態勢の充実を支えるガバナンス機能の強化及び組織運営の状況についての開示の充実等の問題意識が必要ではないか。

といった論点について、有識者からさまざまな意見が出されました。このような意見を踏まえ、引き続き検討が進められていきます。